

## 新型期日指定定期預金

(令和4年7月21日現在)

1. 商品名	・ 新型期日指定定期預金
2. 対象者	・ 個人のお客様
3. 期間	・ 最長3年 (預入時のお申し出により、自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いが可能)
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)最低預入金額 (3)預入単位 (4)預入限度金額	・ 一括預入 ・ 100円(総合口座へ預入の場合は1万円) ・ 1円 ・ 300万円未満
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括払戻 一部支払 据置期間1年経過後の一部支払可(1万円以上かつ一部支払日の1か月前までに通知が必要)
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・ 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用 ・ 満期日以後に一括払戻 ・ 付利単位を1円とした1年複利の方法により計算
7. 税金	・ 個人 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 ※復興特別所得税が付加されております。 ・ 法人 総合課税 ・ 法令に定められた条件を満たす個人のお客様は、マル優を利用可能(別途マル優の申し込みが必要)
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ 個人のお客様は総合口座による当座貸越が利用可能
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により1年毎の複利計算した利息とともに払戻 (1) 6か月未満 解約日の普通預金利率 (2) 6か月以上1年未満 約定利率×40% (3) 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% (4) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% (5) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% (6) 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
11. 金利情報の入手方法	・ 店頭およびホームページ
12. 預金保険	・ 預金保険制度の対象となり、同制度の範囲内で保護
13. その他	・ 満期日以後のお利息は解約時または書替継続日における普通預金利率により計算 ・ 満期日の指定がない場合は最長預入期限が満期日
14. 苦情処理措置及び紛争解決措置	・ 別紙参照